

令和 5 年 6 月 2 1 日
健康福祉常任委員会資料

地域福祉力の向上と社会福祉基盤の充実

○国民健康保険事業等の推進

福祉部国保医療課

目 次

| | |
|--------------------|----|
| I 国民健康保険事業の運営 | 3 |
| II 後期高齢者医療制度の運営支援 | 10 |
| III 兵庫県医療費適正化計画の推進 | 11 |
| IV 福祉医療制度の実施 | 12 |
| 資料編 | 13 |

I 国民健康保険事業の運営

1 国民健康保険制度の概要等

(1) 国民健康保険制度の概要

国民健康保険制度は、健康保険、共済組合等の被用者保険及び後期高齢者医療制度に加入していない方を対象とし、国民皆保険を支える基盤となる制度として、県民の健康の保持増進に重要な役割を果たしている。

従来、国民健康保険制度については、市町及び国保組合が保険者として運営してきたが、運営基盤を強化するため、平成30年度から市町等とともに県も保険者となり、全市町合意のもと「兵庫県国民健康保険運営方針」を策定して目指す方向性及び取組を定めた。

国保運営方針に基づき、将来的な保険料水準の統一（同一所得・同一保険料）を目指しつつ、財政運営主体として、制度の安定運営に努めている。

【第2期国保運営方針（R3～R5年度）の概要】

| 目指す方向性 | 主な取組 |
|------------------|---|
| ①国保財政の安定的な運営 | ○保険料率の適正な設定による収支均衡又は黒字化 ○赤字削減・解消の取組、見える化 |
| ②保険料水準の統一 | ○納付金算定方式の設定 ○市町毎の所得と世帯構成に応じた平準化 ○医療費適正化等のインセンティブ制度（県繰入金）の導入 |
| ③保険料徴収の適正な実施 | ○保険者規模別の目標収納率の設定 ○口座振替制度の推進 |
| ④保険給付の適正な実施 | ○レセプト点検の充実強化 ○第三者行為求償事務の取組強化 |
| ⑤医療費の適正化 | ○特定健診・特定保健指導の受診率向上 ○生活習慣病（糖尿病性腎症等）の重症化予防 ○がん検診の受診率向上 |
| ⑥市町事務の標準・広域・効率化 | ○葬祭費等の給付水準の統一 ○第三者行為求償事務等の共同実施 |
| ⑦保健医療・福祉サービスとの連携 | ○データヘルスの積極的な推進 ○国保における地域包括ケアの推進に資する取組 |

(2) 本県の国民健康保険制度の状況

[P13・14 I 2、3、4 資料編参照]

ア 被保険者数

令和4年3月末現在の被保険者数は、市町1,076,631人、組合108,389人、県全体で1,185,020人（対前年比97.2%）となっており、県民の約2割を占めている。

イ 国民健康保険医療費

令和3年度の医療費総額は、市町459,199百万円、組合24,046百万円、県全体で483,245百万円（対前年比105.1%）となっている。

ウ 被保険者一人当たり医療費

令和3年度の被保険者一人当たり医療費は、市町416,281円、組合218,947円、県全体で398,413円（対前年比106.8%）となっている。

エ 保険料（税）調定額の状況（現年度分）

令和3年度保険料（税）の総額は、市町104,582百万円、組合20,803百万円、県全体で125,385百万円となっている。

被保険者一人当たり年間保険料（税）は、市町94,808円（対前年比101.6%）、組合189,412円（対前年比113.8%）、県全体で103,374円（対前年比103.4%）となっている。

オ 保険料（税）収納率の状況（現年度分）

令和3年度保険料（税）収納率は、市町95.09%（対前年比0.26ポイント増）、組合99.98%（前年と同じ）、県全体で95.90%（対前年比0.29ポイント増）となっている。

2 県による財政運営等

（1）国民健康保険事業特別会計の設置・運営

市町国保については、県が市町ごとの納付金の額を決定するとともに、保険給付に必要な費用を全額市町に対して支払うこととなり、県に国民健康保険事業特別会計を設置し、国保財政の安定した運営に努めている。

【国民健康保険事業特別会計の財政の仕組み】（令和5年度当初予算488,197,450千円）

| 保険料等：1,753億円 | | 公費：1,441億円 | | 支援金：1,688億円 | | | | | | | | |
|--|-------|---------------------|-------|--------------------------|-----------|------|----------|------|--------|------|----------------------|--|
| 納付金 1,524億円 | | 国調整交付金(9%) 330億円 | | 前期高齢者 交付金等 1,688億円 | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>高額医療費負担金等</td> <td>111億円</td> </tr> <tr> <td>保険者努力支援制度</td> <td>38億円</td> </tr> <tr> <td>特定健診等負担金</td> <td>11億円</td> </tr> <tr> <td>基金繰入金等</td> <td>69億円</td> </tr> </table> | | 高額医療費負担金等 | 111億円 | | 保険者努力支援制度 | 38億円 | 特定健診等負担金 | 11億円 | 基金繰入金等 | 69億円 | 定率国庫負担(32%) 854億円 | |
| 高額医療費負担金等 | 111億円 | | | | | | | | | | | |
| 保険者努力支援制度 | 38億円 | | | | | | | | | | | |
| 特定健診等負担金 | 11億円 | | | | | | | | | | | |
| 基金繰入金等 | 69億円 | | | | | | | | | | | |
| | | 事業費補助金 5億円 | | | | | | | | | | |
| | | 県繰入金(9%) 252億円 | | | | | | | | | | |

<主な歳入>

ア 国民健康保険事業費納付金 (152,400,254千円)
医療給付費の見込みから公費を差し引いた額を、納付金として市町から徴収する。

イ 定率国庫負担 (85,380,836千円)
医療給付に要する費用に対し、定率(32%)で交付される。

ウ 前期高齢者交付金 (168,780,920千円)
 保険者間の高齢者の偏在による負担を調整するため、被用者保険による負担分が前期高齢者の加入割合に応じて交付される。

<主な歳出>

ア 国民健康保険保険給付費等交付金（普通交付金） (379,095,121千円)
 市町が被保険者に対して給付する保険給付費及び国保連合会に対する審査手数料を交付する。

イ 国民健康保険保険給付費等交付金（特別交付金） (12,496,121千円)
 市町の特別な事情に対する財政支援及び保健事業等に対するインセンティブとして、各市町の状況に応じて交付する。

ウ 後期高齢者支援金 (70,525,481千円)
 後期高齢者医療制度の経費を賄うため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、各医療保険者の被保険者数に応じて支援金として負担する。

エ 介護納付金 (24,291,383千円)
 介護保険制度の円滑な運営を図るため、介護保険法に基づき、各医療保険者の第2号被保険者（40～64歳）数に応じて介護納付金を納付する。

(2) 令和4年度の保険料の決定状況

令和4年度の加入者一人当たり保険料の県平均額は、対前年比104.8%（R3:94,625円→R4:99,207円）となっており、増加した市町は30市町、減少した市町は11市町となっている。

【令和3年度と令和4年度の一人当たり保険料の比較】

| | | 市町名 | 一人当たり保険料額（円） | | 増減率（%） |
|-----|----|-----|--------------|---------|--------|
| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | |
| 県平均 | | — | 94,625 | 99,207 | 4.84 |
| 最大 | 増加 | 三木市 | 86,329 | 101,593 | 17.68 |
| | 減少 | 神河町 | 87,759 | 83,220 | ▲5.17 |

(注) 市町における保険料の賦課時点での比較（兵庫県調べ）

(3) 市町等との連絡協議会の運営

(2,644千円)

県及び市町等からなる国民健康保険連絡協議会において、令和9年度の標準保険料率の統一、令和12年度の保険料水準の完全統一を目指し、統一内容や市町事務の標準化のあり方等、令和5年度の第3期国保運営方針（R6～R11年度）の改定に向けた協議を行う。

(4) 兵庫県国民健康保険運営協議会の運営

(909千円)

県内における保険料水準の統一や国保財政の安定運営等、国保事業の運営に関する重要事項について審議するため、兵庫県国民健康保険運営協議会を運営する。

(5) 国民健康保険財政安定化基金の設置・運営

国民健康保険の財政の安定化を図るため、県に基金を設置し、5つの機能に区分して管理を行う。

【基金の概要】

| 区 分 | 概 要 | 積立額 |
|----------|-------------------------------------|--------------|
| ① 貸付事業 | 市町の保険料収納不足に対し、貸付を行う。 | 8,397,588千円 |
| ② 交付事業 | 災害等の特別事情による市町の保険料収納不足に対し、交付を行う。 | |
| ③ 基金の取崩 | 想定外の保険給付費増などによる県財政の不足に対し、補填を行う。 | |
| ④ 財政調整事業 | 医療費水準の変動や過年度の国庫精算に応じて、取崩しを行う。 | 24,953,299千円 |
| ⑤ 特例基金 | 平成30年度から令和5年度までの間、新制度への円滑な移行のために活用。 | 1,613,784千円 |

3 国民健康保険事業の健全運営の推進

(1) 県の財政支出

ア 国民健康保険事業費補助事業

(464,000千円)

国民健康保険事業の健全な運営を確保し、併せて医療費適正化の推進、県民の健康と福祉の増進等に寄与することを目的として県が補助等を行う。

(ア) 国民健康保険事業費補助金

地方単独福祉医療制度の実施に係る国庫負担金減額分について、市町の負担を軽減するための財政支援を行う。

(イ) 国民健康保険組合事業費補助金

国民健康保険事業に要する経費について、組合に対し補助を行う。

イ 国民健康保険保険基盤安定事業

(19,748,987千円)

(ア) 保険料軽減分 (県3/4、市町1/4)

保険料(税)負担の軽減により、市町国民健康保険の基盤安定化を図ることを目的として、低所得者に係る軽減保険料(税)の一部を負担する。

(イ) 保険者支援分 (国1/2、県1/4、市町1/4)

低所得者を多く抱える市町において、中間所得者層への保険料(税)の影響を緩和することを目的として、低所得者数に応じて行われる一般会計繰入の一部を負担する。

(ウ) **未就学児均等割軽減分** (国1/2、県1/4、市町1/4)

子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国保世帯の未就学児に係る均等割保険料の5割を軽減し、軽減相当額の一部を負担する。

(エ) **産前産後保険料免除分** (国1/2、県1/4、市町1/4)

子育て世帯の経済的負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国保制度において出産する被保険者に係る産前産後期間相当分(4か月間(多胎妊娠の場合は6か月))の均等割保険料及び所得割保険料を免除し、免除相当額の一部を負担する。

(令和6年1月1日施行)

ウ **高額医療費負担金** (国1/4、県1/4、市町1/2) (4,734,647千円)

高額な医療給付の発生により医療給付費が増大することから、財政運営の安定性を確保するとともに、市町の負担を軽減するため、レセプト1件あたり80万円を超える医療費の一部を負担する。

エ **特定健康診査・特定保健指導の実施に対する支援** (573,052千円)

生活習慣病予防に重点をおいた特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施を支援することを目的として県が補助等を行う。

(ア) **特定健康診査等負担金** (国1/3、県1/3、市町1/3)

特定健康診査及び特定保健指導に要する費用の一部について、市町の負担を軽減するための財政支援を行う。

(イ) **国民健康保険組合特定健診支援事業費補助金**

特定健康診査及び特定保健指導に要する費用の一部について、加入者の所得が低い組合に対し補助を行う。

オ **国民健康保険県繰入金** (25,157,999千円)

国民健康保険事業の財政負担を軽減するとともに、各市町が行う医療費適正化及び保険料収納率向上の取組並びに住民の健康の増進を図る事業等を支援する。

(2) **兵庫県国民健康保険団体連合会への財政支援** (20,550千円)

ア **国民健康保険診療報酬審査支払運営費補助金**

国保連合会が行う国民健康保険診療報酬の審査及び支払業務の運営経費の一部を補助する。

(3) **市町等保険者に対する助言等**

ア **保険者に対する実地調査**

国民健康保険事業の安定的運営の確保と保険財政の健全性の維持を目的として、市町等保険者を対象に国民健康保険一般実地調査及び特別実地調査を実施する。

イ **レセプト点検調査等**

広域的又は医療に関する専門的な見地から保険給付の点検調査を行うことにより適

正な給付を推進するとともに、医療給付専門指導員により、効果的なレセプト点検を行うための具体的な実施方法等について市町等に助言・指導を行う。

ウ 国民健康保険直営診療所に対する助言等

[P14 I 5 資料編参照]

国民健康保険直営診療所の運営状況等に助言を行い、診療機能の充実及び経営改善のための設備整備・運営費の補助を行う。

(4) 保険医療機関・薬局に対する指導等

[P14 I 6 資料編参照]

ア 指導・監査

保険医療機関・薬局に対して、診療（調剤）報酬の適正な請求方法など、保険診療（調剤）に係る診療（調剤）報酬請求の取扱い等を周知徹底することを目的として、講義方式等による集団指導・集团的個別指導を実施するとともに、診療（調剤）報酬請求等に関する情報提供があった場合や、新規に指定された保険医療機関・薬局に対して、面談方式で個別指導を実施する。

また、診療（調剤）報酬の請求に不正等が疑われる場合には監査を実施する。

イ 近畿厚生局兵庫事務所との連携

指導や監査については、保険診療全般について統一して行うことが必要であることから、健康保険法を所管している近畿厚生局兵庫事務所と共同で実施する。

(5) 保健事業の推進

[P15 I 7 資料編参照]

ア 保険者の役割

保険者は、被保険者の疾病・負傷に関して必要な医療給付を行うとともに、疾病の発生予防、早期発見による重症化の防止や健康づくりなど、健康の保持・増進を図るため、健康教育・健康相談・健康診査等の保健事業を行う。

イ 市町等保険者に対する支援

(4,742,086千円)

保険者が行う被保険者への保健事業を推進するため、国庫補助を活用した特定健診受診率向上対策等の事業実施、県繰入金を活用した特定健診やがん検診の受診促進、人材育成や被保険者への普及啓発を行い、市町のデータヘルス計画に基づいた取組を支援する。

また、民間事業者及び大学、国保連合会と連携し、被保険者の健診・医療・介護情報を含む国保データベースを活用した、医療費等の現状把握や分析、保健事業の対象者の抽出、事業評価等、市町等の取組を支援する。

ウ 保険者協議会の参画・運営

全国健康保険協会・健康保険組合・共済組合・市町国保・後期高齢者医療広域連合等の保険者関係団体及び医師会等の医療関係団体で構成する兵庫県保険者協議会に、保険者として参画するとともに、事務局（国保連合会と共同事務局）として運営に携わり、被保険者の健康増進及び医療費の適正化を図る。

(6) 国民健康保険審査会の開催

[P15 I 8 資料編参照]

県国民健康保険審査会において、市町保険者が行った保険給付等に関する処分に関する審査請求案件の審査を行う。

(7) 第三者行為求償事務の推進

保険給付の適正な執行を図るため、交通事故等、第三者（加害者）の行為によって生じた保険給付について、保険者から第三者に対して請求する第三者行為求償事務を、市町・国保連合会・医師会等と連携し推進している。

令和3年度からは、県繰入金を活用し、求償実績に応じ、市町に交付金を交付するインセンティブ制度を設けるなど取組を強化している。

(8) 新型コロナウイルス感染症への対応

ア 国民健康保険料（税）の減免（国10/10）

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が減少した被保険者に対する保険料（税）について、延べ42,676世帯、総額4,982,412千円を減免した（R1～R4年度分：R4.8末時点）。

イ 被保険者に対する傷病手当金の支給（国10/10）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、感染又は感染が疑われ、療養のために労務に服することができなかった被用者に、傷病手当金延べ2,383件、総額103,707千円を支給した（R2～R4年度：R4.8末時点）。

Ⅱ 後期高齢者医療制度の運営支援

1 後期高齢者医療制度の概要等

(1) 後期高齢者医療制度の概要

後期高齢者医療制度は、75歳以上（一定の障害を有する場合は65歳以上）の高齢者を対象に平成20年に創設された医療制度で、都道府県ごとに設置され、全市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が保険者となり、市町村と事務を分担しながら運営を行う。

医療給付に要する財源は、公費（約5割）、後期高齢者支援金（約4割）、後期高齢者の保険料（約1割）によって賄う。

(2) 本県の後期高齢者医療制度の運営状況

[P16 Ⅱ 1、2、3 資料編参照]

ア 被保険者数

令和3年度の平均被保険者数は、801,542人（対前年比100.5%）であり、うち75歳以上が789,830人（構成比98.5%）、65歳以上74歳以下（障害認定者）は11,712人（1.5%）である。

イ 後期高齢者医療費

令和3年度の医療費総額は、810,166百万円（対前年比103.0%）となっている。

ウ 被保険者一人当たり医療費

令和3年度の被保険者一人当たり医療費は、1,010,760円（対前年比102.5%）となっている。

エ 保険料

保険料率は2年ごとに改定され、令和4・5年度保険料率は、所得割率10.28%、均等割額（年額）50,147円となっている。

広域連合の剰余金活用により、所得割率については、前期比伸び率が△2.00%に、均等割額については、前期比伸び率が△2.38%となっている。

オ 保険料収納率（現年度分）

令和3年度の保険料収納率は、99.18%（対前年比0.05ポイント増）となっている。

2 後期高齢者医療制度の運営に対する支援等

後期高齢者医療制度の運営を支援するため、広域連合及び市町への助言、財政支援等を行っている。

(1) 財政支援

ア **後期高齢者医療給付費県費負担金**（国4/6、県1/6、市町1/6）（62,794,730千円）
医療給付費の約5割を負担する公費の一部を負担する。

イ **後期高齢者医療保険基盤安定負担金**（県3/4、市町1/4）（12,048,369千円）
低所得者及び被用者保険の被扶養者の保険料軽減分の一部を負担する。

ウ 後期高齢者医療高額医療費県費負担金（国1/4、県1/4、広域連合2/4）（4,869,698千円）
高額な医療費の発生による広域連合の財政リスクを軽減するため、レセプト1件当たり80万円を超える医療費の一部を負担する。

（2）後期高齢者医療財政安定化基金の設置・運営

広域連合が行う後期高齢者医療の財政の安定化を図るため、予期せぬ給付増や保険料収納不足により財源不足となった場合等に備え、県に基金を設置し、運営する。

用 途：保険料収納不足による財源不足額を貸付・交付

保険料率の増加抑制を図るための交付金を交付する場合の県による取崩

積立額：5,536,385千円（令和4年度末時点）

負担割合：国1/3、県1/3、広域連合1/3

（3）後期高齢者医療審査会の開催

[P16 II 4 資料編参照]

県後期高齢者医療審査会において、広域連合が行った保険給付等に関する処分及び市町が行った保険料徴収等に関する処分の審査請求案件の審査を行う。

Ⅲ 兵庫県医療費適正化計画の推進

高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、平成30年3月に策定した「第3期兵庫県医療費適正化計画（H30～R5年度）」による医療費適正化の取組を推進するとともに、令和5年度に「第4期兵庫県医療費適正化計画（R6～11年度）」を策定する。

【第3期計画の目標】

ア 特定健康診査受診率 70%以上 特定保健指導実施率 45%以上

イ 特定保健指導対象者の減少率

令和5年度において、平成20年度比25%以上

ウ たばこ対策（全体10% 男性19% 女性4%）

エ 生活習慣病重症化予防 糖尿病性腎症重症化予防取組市町数 全市町

オ 後発医薬品の使用促進 使用割合80%

カ 医薬品の適正使用・重複投薬に係る指導

重複投薬に係る指導の取組市町数 全市町

IV 福祉医療制度の実施

[P17・18 資料編参照]

1 福祉医療制度の概要等

県・市町協調事業として、高齢期移行者、重度障害者、乳幼児等・こども、母子家庭等の医療に係る経済的負担を軽減するため、医療費の一部を助成する。

2 福祉医療制度の内容

(1) 高齢期移行助成事業

(88,891千円)

65歳から69歳までの、所得あるいは身体的理由等で自立できない特別な配慮が必要な者の疾病又は負傷について、医療保険による給付が行われた場合に、医療保険制度での自己負担額（3割）の一部を助成する。

(2) 重度障害者・高齢重度障害者医療費助成事業

(4,698,555千円)

重度障害者の疾病又は負傷について、医療保険による給付が行われた場合に、医療保険制度での自己負担額（2割又は3割）の一部を助成する。

また、後期高齢者医療制度被保険者である重度障害者の疾病又は負傷について、高齢者の医療の確保に関する法律による医療の給付が行われた場合に、後期高齢者医療制度での自己負担額（1割～3割）の一部を助成する。

(3) 乳幼児等医療費助成事業

(2,685,810千円)

小学3年生までの乳幼児等の疾病又は負傷について、医療保険による給付が行われた場合に、医療保険制度での自己負担額（義務教育就学前児・2割、就学児・3割）の一部を助成する。

(4) こども医療費助成事業

(942,673千円)

小学4年生から中学3年生までのこどもの疾病又は負傷について、医療保険による給付が行われた場合に、医療保険制度での自己負担額（3割）の一部を助成する。

(5) 母子家庭等医療費給付事業

(323,557千円)

母子家庭の母子、父子家庭の父子、遺児の疾病又は負傷について、医療保険による給付が行われた場合に、医療保険制度での自己負担額（1～3割）の一部を助成する。

資 料 編

I 国民健康保険事業の運営

1 県内の保険者数及び加入世帯数（各年度末現在）

| 区分 | | 年度 | | |
|------------|-----|---------|---------|---------|
| | | R1 | R2 | R3 |
| 保険者数 | 市 町 | 41 | 41 | 41 |
| | 組 合 | 6 | 6 | 6 |
| | 計 | 47 | 47 | 47 |
| 加 入 世帯数 | 市 町 | 727,620 | 726,573 | 714,098 |
| | 組 合 | 57,152 | 57,376 | 56,265 |
| | 計 | 784,772 | 783,949 | 770,363 |

2 被保険者数の推移（年度末現在）

（単位：人、％）

| 区分 年度 | 兵庫県 人口 (A) | 国民健康保険被保険者数 (B) | | | | | | | 国民健 康保険 加入率 |
|----------|------------------|-----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------------|---------|-------------------|
| | | 未就学児 | 就学児 ～39歳 | 40歳 ～64歳 | 65歳 ～69歳 | 70歳 ～74歳 | (再掲) 65歳以上 | | |
| R1 | 5,446,223 | 1,233,258 | 36,210 | 274,619 | 392,960 | 226,316 | 303,153 | 529,469 | 22.64 |
| R2 | 5,444,904 | 1,219,211 | 34,293 | 266,467 | 387,691 | 209,241 | 321,519 | 530,760 | 22.39 |
| R3 | 5,406,826 | 1,185,020 | 30,810 | 264,264 | 359,446 | 204,834 | 325,666 | 530,500 | 21.92 |
| 市町 | — | 1,076,631 | 24,945 | 222,415 | 313,182 | 197,376 | 318,713 | 516,089 | — |
| 組合 | — | 108,389 | 5,865 | 41,849 | 46,264 | 7,458 | 6,953 | 14,411 | — |

（注）兵庫県人口は、各年度の翌年度4月1日現在の推計人口

3 国民健康保険医療費の推移

| 区分 年度 | 医療費総額 (単位：千円、％) | 1人当たり医療費 (単位：円、％) |
|----------|---------------------|----------------------|
| R1 | 480,871,395 (99.3) | 381,890 (103.0) |
| R2 | 459,920,739 (95.6) | 372,987 (97.7) |
| R3 | 483,245,505 (105.1) | 398,413 (106.8) |
| 市町 | 459,199,255 (105.1) | 416,281 (106.7) |
| 組合 | 24,046,250 (105.4) | 218,947 (108.3) |

（注）（ ）内は、対前年比

4 保険料（税）の推移（現年度分）

| 区分 年度 | 保険料(税)調定額 (総額は千円、それ以外は円) | | | 対前年度比 (1人当たり 調定額) | 収納率(%) | | | | |
|----------|-----------------------------|----------|---------|-------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| | 総額 | 1世帯当たりの額 | 1人当たりの額 | | 市 | 町 | 市町 | 組合 | |
| R1 | 124,424,974 | 156,126 | 98,814 | 103.2% | 95.01 | 94.09 | 95.11 | 94.14 | 99.97 |
| R2 | 123,276,817 | 156,273 | 99,975 | 101.2% | 95.61 | 94.78 | 95.79 | 94.83 | 99.98 |
| R3 | 125,385,069 | 159,910 | 103,374 | 103.4% | 95.90 | 95.03 | 96.34 | 95.09 | 99.98 |
| 市町 | 104,582,475 | 143,827 | 94,808 | 101.6% | | | | | |
| 組合 | 20,802,594 | 365,253 | 189,412 | 113.8% | | | | | |

5 国民健康保険直営診療所の状況（令和5年4月1日現在）

| 種別 | 施設数 | | 医師数 | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | へき地 | その他 | 常勤 | 非常勤 | |
| 診療所 | 甲型 | 6 | 5 | (3) | (4) |
| | 乙型 | 14 | 5 | (3) | (0) |
| | 丙型 | 0 | 3 | (0) | (1) |
| | 計 | 20 | 13 | (6) | (5) |

(注) 医師数の()内は他直診と兼務者の数

甲型……医師が常駐しない最も簡単な診療所

乙型……無床で甲型以外のもの、又は5床以下の医師常勤診療所

丙型……6床以上19床以下の医師常駐診療所

6 保険医療機関・薬局に対する指導等の状況

(1) 指導等の件数

(単位：件)

| 区分 年度 | 集団指導 | | | 集団的個別指導 | | | 個別指導 | | | 監査 | | |
|----------|-------|-----|-----|---------|-----|-----|------|-----|-----|----|----|----|
| | 医科 | 歯科 | 薬局 | 医科 | 歯科 | 薬局 | 医科 | 歯科 | 薬局 | 医科 | 歯科 | 薬局 |
| R2 | 1,160 | 880 | 971 | 0 | 0 | 0 | 27 | 19 | 33 | 0 | 0 | 0 |
| R3 | 1,466 | 706 | 942 | 352 | 236 | 206 | 64 | 63 | 52 | 0 | 0 | 0 |
| R4 | 1,367 | 583 | 769 | 309 | 234 | 202 | 167 | 115 | 138 | 0 | 1 | 0 |

(注) ・「集団指導」は、6年ごとの更新指定時の集団指導に係る件数を含む。

・R2は、新型コロナウイルスの影響により実施減（集団指導は、書面指導により代替）

(2) 返還金の状況 (令和3年度)

(単位：円)

| 区 分 | 医科 | 歯科 | 薬局 | 柔整 | 合計 |
|------------|------------|---------|---------|----|------------|
| 国保分 | 31,883,460 | 65,649 | 267,992 | 0 | 32,217,101 |
| 後期高齢者医療分 | 43,746,522 | 35,711 | 347,087 | 0 | 44,129,320 |
| 公費医療・福祉医療等 | 14,357,071 | 1,150 | 29,580 | 0 | 14,387,801 |
| 合計 | 89,987,053 | 102,510 | 644,659 | 0 | 90,734,222 |

(注) 個別指導や適時調査(近畿厚生局兵庫事務所に保険医療機関が届け出た人員配置基準等の施設基準について、実態を調査・指導するもの)等の結果、保険医療機関から提出のあった返還同意書に基づき保険者・国保連合会に令和3年4月～令和4年3月に通知を行った金額である。

7 保健事業の取組状況**(1) 市町国保の特定健診・特定保健指導実施状況 (単位：%)**

| 項目 | 年度 | | |
|-----------|------|------|------|
| | R1 | R2 | R3 |
| 特定健康診査受診率 | 34.1 | 30.9 | 33.0 |
| 特定保健指導実施率 | 26.6 | 26.8 | 28.9 |

(注) 法定報告数値を記載

(2) 個別事業の取組状況 (市町数)

| 取組内容 | 年度 | | |
|---------------------------------|----|----|----|
| | R1 | R2 | R3 |
| 糖尿病等の重症化予防の取組状況 | 41 | 41 | 41 |
| 個人インセンティブ制度の導入状況(ヘルスケアポイント等) | 38 | 40 | 36 |
| 重複服薬者に対する取組状況 | 41 | 41 | 41 |
| 後発医薬品の使用促進の取組状況(目標の立案及び差額通知の送付) | 41 | 41 | 41 |
| データヘルス計画の策定状況 | 41 | 41 | 41 |

(注) 各数値は、保険者努力支援制度(取組評価分)の実績を記載

8 国民健康保険審査請求の処理状況 (令和4年度：令和5年3月末現在)

(単位：件)

| 区 分 | 処理件数 | 裁 決 の 状 況 | | |
|------------|------|-----------|-----|-----|
| | | 認 容 | 棄 却 | 却 下 |
| 保険料に関する処分 | 58 | 0 | 51 | 7 |
| 保険給付に関する処分 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 合 計 | 59 | 0 | 52 | 7 |

II 後期高齢者医療制度

1 後期高齢者医療の状況

| 区分 年度 | 被保険者数 | | | 総医療費 千円 | 県費負担額 千円 | 一人当たり 医療費 円 |
|----------|-------------|------------|---------|-------------|-------------|-------------------|
| | 65～74歳 人 | 75歳以上 人 | 人 | | | |
| R1 | 787,369 | 14,286 | 773,083 | 814,462,046 | 59,272,041 | 1,034,410 |
| R2 | 797,513 | 12,947 | 784,566 | 786,772,735 | 57,456,606 | 986,533 |
| R3 | 801,542 | 11,712 | 789,830 | 810,166,228 | 59,216,802 | 1,010,760 |

2 後期高齢者医療保険料率の推移

| 区分 年度 | 均等割額 | | 所得割率 | | 一人当たり保険料(年額) | |
|----------|--------|--------|-------|--------|--------------|--------|
| | 金額(円) | 伸び率(%) | 率(%) | 伸び率(%) | 金額(円) | 伸び率(%) |
| H26-27 | 47,603 | 3.48 | 9.70 | 6.13 | 77,414 | 2.04 |
| H28-29 | 48,297 | 1.46 | 10.17 | 4.85 | 79,979 | 3.31 |
| H30-31 | 48,855 | 1.16 | 10.17 | 0.00 | 82,186 | 2.76 |
| R2-3 | 51,371 | 5.15 | 10.49 | 3.15 | 86,924 | 5.76 |
| R4-5 | 50,147 | △2.38 | 10.28 | △2.00 | 83,517 | △3.92 |

3 保険料収納率の推移

| 年度 | 保険料調定総額(千円) | 収入額(千円) | 収納率(%) |
|----|-------------|------------|--------|
| R1 | 65,936,396 | 65,279,041 | 99.00 |
| R2 | 70,034,806 | 69,426,586 | 99.13 |
| R3 | 70,297,079 | 69,722,243 | 99.18 |

4 後期高齢者医療審査請求の処理状況(令和4年度:令和5年3月末現在)

(単位:件)

| 区分 | 処理件数 | 裁決の状況 | | |
|------------|------|-------|-----|----|
| | | 認容 | 棄却 | 却下 |
| 保険料に関する処分 | 119 | 0 | 118 | 1 |
| 保険給付に関する処分 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 119 | 0 | 118 | 1 |

Ⅲ 福祉医療制度

1 高齢期移行助成事業

| 区分 年度 | 対象者数 | 公費負担額 | 県費負担額 | 一人当たり 公費負担額 | 一人当たり 年間平均受診件数 |
|----------|--------|---------|---------|----------------|-------------------|
| | 人 | 千円 | 千円 | 円 | 件 |
| R1 | 10,102 | 385,395 | 197,644 | 38,150 | 13.3 |
| R2 | 7,809 | 271,783 | 138,442 | 34,804 | 12.1 |
| R3 | 6,023 | 223,255 | 113,040 | 37,067 | 12.2 |

(注) 各数値は、各年度の実績である。

2 重度障害者医療費助成事業

| 区分 年度 | 対象者数 | 公費負担額 | 県費負担額 | 一人当たり 公費負担額 | 一人当たり 年間平均受診件数 |
|----------|--------|-----------|-----------|----------------|-------------------|
| | 人 | 千円 | 千円 | 円 | 件 |
| R1 | 43,239 | 6,340,231 | 3,170,116 | 146,632 | 14.3 |
| R2 | 43,749 | 6,023,854 | 3,011,927 | 137,691 | 14.0 |
| R3 | 44,287 | 6,231,033 | 3,115,517 | 140,697 | 14.8 |

(注) 各数値は、各年度の実績である。

3 高齢重度障害者医療費助成事業

| 区分 年度 | 対象者数 | 公費負担額 | 県費負担額 | 一人当たり 公費負担額 | 一人当たり 年間平均受診件数 |
|----------|--------|-----------|-----------|----------------|-------------------|
| | 人 | 千円 | 千円 | 円 | 件 |
| R1 | 50,974 | 3,727,541 | 1,863,771 | 73,126 | 15.1 |
| R2 | 49,420 | 3,388,481 | 1,694,241 | 68,565 | 14.2 |
| R3 | 47,310 | 3,257,954 | 1,628,977 | 68,864 | 14.6 |

(注) 各数値は、各年度の実績である。

4 乳幼児等医療費助成事業

| 区分 年度 | 対象者数 | 公費負担額 | 県費負担額 | 一人当たり 公費負担額 | 一人当たり 年間平均受診件数 |
|----------|---------|-----------|-----------|----------------|-------------------|
| | 人 | 千円 | 千円 | 円 | 件 |
| R1 | 348,586 | 6,424,753 | 3,212,377 | 18,431 | 11.0 |
| R2 | 337,765 | 5,033,119 | 2,516,560 | 14,901 | 8.4 |
| R3 | 328,803 | 6,164,875 | 3,082,438 | 18,750 | 9.9 |

(注) 各数値は、各年度の実績である。

5 こども医療費助成事業

| 区分 年度 | 対象者数 | 公費負担額 | 県費負担額 | 一人当たり 公費負担額 | 一人当たり 年間平均受診件数 |
|----------|---------|-----------|-----------|----------------|-------------------|
| | 人 | 千円 | 千円 | 円 | 件 |
| R1 | 214,252 | 1,886,312 | 1,006,743 | 8,804 | 7.2 |
| R2 | 211,309 | 1,597,750 | 849,664 | 7,561 | 6.0 |
| R3 | 211,326 | 1,803,569 | 955,333 | 8,535 | 6.9 |

(注) 各数値は、各年度の実績である。

6 母子家庭等医療費給付事業

| 区分 年度 | 対象者数 | 公費負担額 | 県費負担額 | 一人当たり 公費負担額 | 一人当たり 年間平均受診件数 |
|----------|--------|-----------|---------|----------------|-------------------|
| | 人 | 千円 | 千円 | 円 | 件 |
| R1 | 30,625 | 1,046,285 | 433,875 | 34,164 | 8.1 |
| R2 | 29,075 | 937,512 | 387,719 | 32,245 | 7.5 |
| R3 | 27,530 | 976,276 | 402,902 | 35,463 | 8.3 |

(注) 各数値は、各年度の実績である。

(参考) 福祉医療制度の所得制限及び一部負担金

| 制度名 | 区分 | 区分Ⅱ | 区分Ⅰ |
|-------|-------|---|-------------------------------------|
| 高齢期移行 | 所得制限 | 市町村民税非課税世帯で、本人の年金収入を加えた所得が80万円以下であり、かつ日常生活動作が自立していないとされる者（要介護2以上） | 市町村民税非課税世帯で、世帯全員に所得がないこと |
| | 一部負担金 | 2割 月額上限 外来：12,000円、入院等：35,400円 | 2割 月額上限 外来：8,000円、入院等：15,000円 |

| 制度名 | 区分 | 一般 | 低所得者 |
|---------|-------|---|---|
| 重度障害者医療 | 所得制限 | 市町村民税所得割税額が23.5万円未満（世帯合算） | 市町村民税非課税世帯で、世帯全員の年金収入80万円以下、もしくは年金収入を加えた所得80万円以下 |
| | 一部負担金 | 外来：1 保険医療機関等当たり日額上限：600円（月2回まで） 入院：1割（月額上限：2,400円） | 外来：1 保険医療機関等当たり日額上限：400円（月2回まで） 入院：1割（月額上限：1,600円） |
| 乳幼児等医療 | 所得制限 | 市町村民税所得割税額が23.5万円未満（世帯合算） ※0歳児は所得制限なし | 市町村民税非課税世帯で、世帯全員の年金収入80万円以下、もしくは年金収入を加えた所得80万円以下 |
| | 一部負担金 | 外来：1 保険医療機関等当たり日額上限：800円（月2回まで） 入院：1割（月額上限：3,200円） | 外来：1 保険医療機関等当たり日額上限：600円（月2回まで） 入院：1割（月額上限：2,400円） |
| こども医療 | 所得制限 | 市町村民税所得割税額が23.5万円未満（世帯合算） | — |
| | 一部負担金 | 医療保険における自己負担額の2/3 | — |
| 母子家庭等医療 | 所得制限 | 児童扶養手当の所得制限を準用（全部支給基準）（扶養親親族2人の場合、所得125万円未満） | 市町村民税非課税世帯で、世帯全員の年金収入80万円以下、もしくは年金収入を加えた所得80万円以下 |
| | 一部負担金 | 外来：1 保険医療機関等当たり日額上限：800円（月2回まで） 入院：1割（月額上限：3,200円） | 外来：1 保険医療機関等当たり日額上限：400円（月2回まで） 入院：1割（月額上限：1,600円） |

地域福祉力の向上と社会福祉基盤の充実

○社会福祉法人の適正運営の確保

福祉部総務課 法人指導官

目 次

社会福祉法人の適正運営の確保について

| | | |
|----|----------------|---|
| I | 社会福祉法人の適正運営の確保 | 3 |
| II | 社会福祉法人への運営支援 | 5 |
| | 資料編 | 6 |

I 社会福祉法人の適正運営の確保

社会福祉法人制度改革(平成29年4月本格施行)を踏まえ、社会福祉法人や社会福祉施設・事業所の適正な運営を確保するため、チェックリスト等を活用して効果的に指導・監査を実施するとともに、財務やガバナンスに問題を抱える法人の経営破綻等の未然防止に取り組む。

1 社会福祉法人制度改革への対応

(1) 指導監査、研修会等による周知徹底 (1,952千円)

経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組みの責務化等を柱とする社会福祉法人制度改革を浸透させるため、引き続き法人向けの研修会や県内所轄庁担当者を対象とした研修会等を開催するとともに、計画的に指導監査を実施する。 [P6・7 資料編参照]

(参考)社会福祉法人の所管区分等

| 所轄庁 | 県内法人数 | | | | | | 所管する法人の考え方 | | 特定法人数 (注) | |
|----------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|---|-----------------------------|--------------|-----|
| | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | H27 | H28～ | | |
| 国 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2以上の都道府県の区域にわたり事業を行う法人 | 地域を限定しないで行われる事業等を行う法人 | 0 | |
| 県 | 本庁 | 79 | 80 | 80 | 82 | 84 | 国、指定都市、市が所管する以外の法人(県民局は、一の県民局の区域内で事業を行う法人を所管) | | 12 | |
| | 県民局 | 75 | 76 | 75 | 74 | 74 | | | | 75 |
| | 計 | 154 | 156 | 155 | 156 | 158 | | | | 161 |
| 神戸市 | 167 | 168 | 169 | 169 | 168 | 168 | 当該市内のみで事業を行う法人 | 主たる事務所が神戸市内にあり、県内のみで事業を行う法人 | 8 | |
| 中核市(4市) | 160 | 194 | 197 | 200 | 202 | 203 | 当該市内のみで事業を行う法人 | | 西宮市 1 | |
| 一般市(24市) | 297 | 269 | 269 | 272 | 272 | 272 | | | 0 | |
| 計 | 779 | 788 | 791 | 798 | 801 | 805 | | | 21 | |

(注) 特定法人：サービス活動収益30億円超または負債60億円超の法人

(2) 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業 (18,000千円)

小規模な社会福祉法人等による地域貢献事業の推進を図るため、複数法人が参画するネットワークを構築し、参画法人による協働事業の実施、合同研修や人事交流等の取組を推進する。

ア 社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援

<助成金額> 1箇所あたり 1,000千円

<令和5年度補助予定> 2箇所

イ 法人間プラットフォームの設置

<助成金額> 1箇所あたり 4,000千円

<補助実績> 令和3年度：2箇所、令和4年度：0箇所

<令和5年度補助予定> 3箇所

(3) 社会福祉連携推進法人制度の促進

(再掲：340千円)

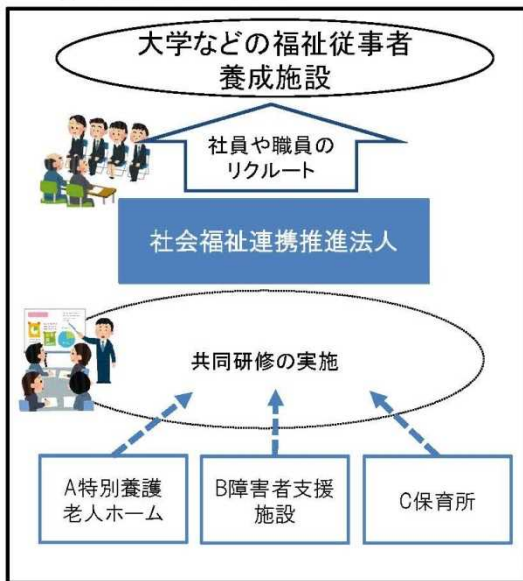
社会福祉法の改正により、社会福祉事業に取り組む社会福祉法人、NPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する「社会福祉連携推進法人制度」が創設された。

(令和2年6月公布、令和4年4月施行)

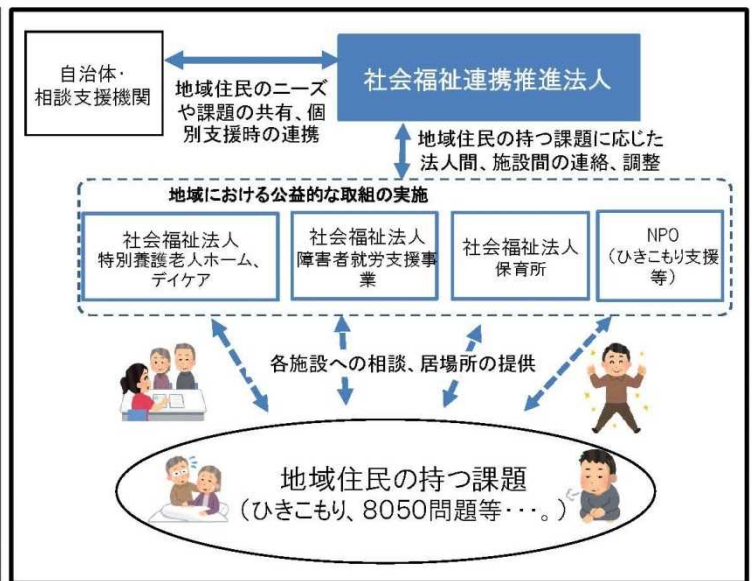
小中規模法人が本制度を活用することにより法人間連携を強化し、安定して社会福祉事業を運営できるよう、制度の活用を促す。

県内の社会福祉連携推進法人数：1 (R4.8.1認定)

(例)社員による職員の人材育成や採用活動の共同実施。



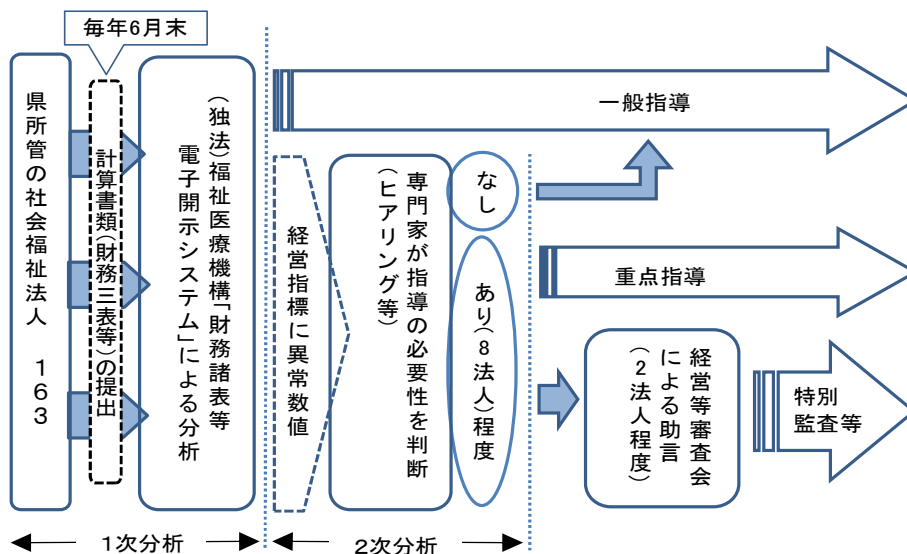
(例)各社員(施設)が連携して、地域の多様な福祉ニーズに対応



2 社会福祉法人経営指導強化事業

(343千円)

経営不振の社会福祉法人の課題を早期に発見し、経営適正化に向けた指導を行うため、公認会計士等による財務分析等を実施する。



3 福祉サービス第三者評価事業 (800千円)

福祉サービスの質の一層の向上を図るとともに、利用者のより適切なサービス選択に資するため、福祉サービス第三者評価事業の円滑な実施に向けた取組を行う。

【福祉サービス第三者評価機関の状況】 (単位：件)

| 区 分 | 評価機関数 | 評価実績 | | |
|---------------|-------|------|-----|-----|
| | | R2 | R3 | R4 |
| 地域密着型サービス | 9機関 | 183 | 226 | 246 |
| その他の福祉・介護サービス | 13機関 | 39 | 49 | 63 |

(注)評価機関数はR5. 6. 1現在

II 社会福祉法人への運営支援

1 民間社会福祉施設運営支援事業 (335, 686千円)

施設利用者の処遇向上を図るため、利用者処遇に直接影響のある施設職員を基準より多く配置している施設（介護保険施設を除く。）に対し、人件費を補助する。

<対象施設> 県所管民間社会福祉施設

【補助状況】

| 区分 | R2 | R3 | R4 |
|-----|-----|-----|-----|
| 施設数 | 409 | 409 | 397 |

2 社会福祉施設整備資金借入金に対する利子補助 (3, 211千円)

社会福祉法人が民間社会福祉施設（措置施設に限る。）の新築・増築等を行うにあたり、独立行政法人福祉医療機構から資金を借り入れた場合、その利子の一部を補助する。

<対象施設> 救護施設、児童養護施設、養護老人ホーム等

3 民間社会福祉施設職員等退職手当共済事業の掛金補助 (1, 088, 574千円)

社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づき、民間社会福祉施設（介護保険施設等を除く。）に勤務する職員を対象として退職手当共済事業へ補助する。

<共済事業実施主体> 独立行政法人福祉医療機構

<負担割合> 国補助1/3、県補助1/3、事業者掛金1/3

《 資 料 編 》

1 社会福祉法人の適正運営の確保

(1) 社会福祉法人等の指導・監査実績

| 区 分 | R3 | | | | | | R4 | | | | | | |
|-----------------|-------|-------|--------|------------|---------|------------|--------|-------|--------|------------|---------|------------|--------|
| | 対象数 | 実施数 | 指摘法人等数 | 行政措置件数(注1) | 報酬等返還件数 | 報酬等返還額(千円) | 対象数 | 実施数 | 指摘法人等数 | 行政措置件数(注1) | 報酬等返還件数 | 報酬等返還額(千円) | |
| 社会福祉法人 | 158 | 24 | 18 | 0 | — | — | 161 | 62 | 50 | 0 | — | — | |
| 介護保険サービス | 居宅系 | 1,955 | 183 | 115 | 0 | 3 | 33,837 | 1,958 | 290 | 216 | 4 | 19 | 25,321 |
| | 施設系 | 256 | 34 | 20 | 0 | 1 | 9,903 | 257 | 66 | 56 | 1 | 4 | 10,389 |
| 障害福祉サービス | 居宅系 | 1,282 | 101 | 68 | 1 | 6 | 3,167 | 1,299 | 176 | 145 | 0 | 16 | 23,326 |
| | 施設系 | 669 | 84 | 48 | 0 | 17 | 22,429 | 683 | 121 | 107 | 0 | 12 | 92,022 |
| 保育所、認定こども園等(注2) | 1,348 | 128 | 55 | 0 | — | — | 1,373 | 290 | 102 | 0 | — | — | |
| その他児童福祉施設(注3) | 102 | 5 | 0 | 0 | — | — | 103 | 13 | 6 | 0 | — | — | |
| その他社会福祉施設(注4) | 613 | 43 | 16 | 0 | 3 | 1,023 | 640 | 107 | 80 | 0 | 10 | 14,598 | |
| 計 | 6,383 | 602 | 340 | 1 | 30 | 70,358 | 6,474 | 1,125 | 762 | 5 | 61 | 165,656 | |

(注1) 行政措置件数：改善勧告、改善命令、効力の停止、指定取消の合計

(注2) 保育所、認定こども園等：保育所、認定こども園、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

(注3) その他児童福祉施設：児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、児童館自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）

(注4) その他社会福祉施設：養護老人ホーム、軽費老人ホーム、救護施設、障害児通所施設、障害児入所施設

(2) 指導・監査での主な指摘事項（令和3年度）

| 対 象 | 内 容 | |
|--------------------|----------------|---|
| 社会福祉法人 | 評議員・ 評議員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・決議の省略手続きにより実施された理事会及び評議員会の手続き不備 ・役員の適格性を説明する資料の添付もれ |
| | 理事、監事等・ 理事会 | <ul style="list-style-type: none"> ・評議員会の招集に必要な事項の決議もれ ・理事長の職務執行状況報告の不備 ・次期監事選任に係る在任監事の同意手続きの不備 |
| | 役員等の報酬 | <ul style="list-style-type: none"> ・報酬支給基準、報酬総額に係る評議員会の決議もれ ・無報酬の役員に対する交通費の一律支給 ・役員報酬支給基準に定めるべき事項の不備 |
| | 財産管理・ 会計管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・会計責任者、固定資産管理責任者、出納職員の任命手続きの不備 ・随意契約の手續の不備 ・寄附金収益明細書の未作成 |
| | 情報の公表・ その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・最新の定款が未公表 |
| 介護保険サービス 事業所・施設 | 施設運営 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護報酬請求が不適正 ・身体拘束等の適正化の対策の不備 ・運営規程の不備 ・職員の配置状況が不明瞭 |
| | 利用者処遇 | <ul style="list-style-type: none"> ・サービス計画の未作成又は手續の不備 |
| 障害福祉サービス 事業所・施設 | 施設運営 | <ul style="list-style-type: none"> ・給付費請求が不適正 ・運営規程の不備 |
| | 利用者処遇 | <ul style="list-style-type: none"> ・サービス計画の未作成又は手續の不備 ・避難訓練の未実施 |
| 保育所・認定こども 園 | 施設運営 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練の実施回数不足 ・職員の配置不足 |
| | 利用者処遇 | <ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー対応の手順書の不備 ・苦情対応窓口の未周知 |

(3) 令和5年度の研修会等の開催予定

| 区 分 | 実 施 内 容 |
|-------------------|--|
| 県内所轄庁職員向け 研修会等 | 令和5年4月：監査指導担当職員新任研修 同 年6月：県・一般24市法人指導担当者研修会 （現況報告書等の確認方法） 同 年8月頃：県・一般24市法人指導担当者研修会（指導監査） 同 年8月頃：県・神戸市・中核4市法人指導担当者意見交換会 |
| 社会福祉法人向け研修会 | 対象：県内の全法人の理事、監事、事務局職員、会計担当者等 令和5年11月頃開催 |